

公的研究費に関する 内部監査規程

2018年5月7日 初版発行

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」において要請されている事項を踏まえ、Upside 合同会社における公的研究費に係る業務に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、最高管理責任者（代表社員）の命により実施し、公的研究費の適正な執行を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査の対象となる公的研究費は、次の研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 省庁、省庁所轄の独立行政法人の受託研究費（文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構（JST）、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（IRI）等の受託研究費）
- (3) 各省庁、省庁所轄の独立行政法人の助成金
- (4) 文部科学省・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（各研究センター）
- (5) 前各号に定めるもののほか、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金

(監査の実施)

第4条 監査は、実地監査により行う。ただし、監査の事項によっては、書面監査による事ができる。

(監査員)

第5条 監査は、科研費の執行に関与しない職員（以下「監査員」という。）が実施する。

(監査への協力)

第6条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象の研究者又は事務職員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

- 2 監査の対象の研究員又は事務職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

(監査計画)

第7条 定期監査は年に1回、7月から10月までの間で実施する。その他、必要に応じて不定期に監査を行う。

(監査の通知)

第8条 監査局長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ対象の研究者又は事務職員に対し、監査の事項、実施方法、実施期日、監査員の職及び氏名その他必要な事項を文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査の方法)

第9条 監査は、監査手順要領に従い、経費の執行内容、経費執行の進捗状況及び経費の執行管理等の体制について確認を行う。

(監査の実施報告)

第10条 監査員は、監査を終了したときは、監査実施報告書を作成し、最高管理責任者に報告する。ただし、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善の措置)

第11条 最高管理責任者は、監査実施報告書の内容について、監査の対象部門の長に通知する。

- 2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する
- 3 監査の対象部門の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

2019年12月1日 第1版制定